

第 34 回 定例農業委員会議事録

令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（17 名）

1 中津 正三		15 桐山 文子
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	19 岡本 敏美
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
	14 吉田 幹夫	

欠席委員（2 名）

7 柳瀬 美穂		
8 清水 峰幸		

その他の出席者（5 名）

中川事務局長	三浦課長	長谷川主事
矢野事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 703 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案について

議案第 704 号 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

議案第 705 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 706 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 707 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 34 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項
について

議長 ただ今から、第 34 回定例農業委員会を始めたいと思います。
 本日の議事録署名者に、2 番 佐竹委員、1 8 番 高橋美和子委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

 ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
 では、ただ今から議案審議にはいります。

 議案第 7 0 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第 7 0 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、説明させていただきます。

 こちらの事案につきましては、委員のうち、6 番、7 番、8 番、1 2 番、1 4 番、1 7 番に関する事案があり、当該委員は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事参与が制限されますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、着席のままで結構ですが、審議には、加わらないよう、よろしくお願いします。

 別に配布しております、「令和 8 年度 1 号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

 当委員会における農用地利用集積等促進計画案の審議につきましては、原則、5 月と 1 1 月の年 2 回を予定しております。

 この促進計画案は、県が農用地利用集積等促進計画を公告することにより、権利の設定、移転の効力が発生します。

 設定する土地は、原則、市街化区域以外の農地となっております。

 農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みに於いて、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

 1 ページから 2 ページまでが、促進計画案の総括表でございまして、3

ページから 27 ページまでが詳細となっております。

1 ページの総括表をご覧ください。

左から、農地中間管理機構を介して、利用権を設定する担い手の住所・氏名又は法人の名称が記載されております。権利の種類、延べ人数、筆数、面積が記載されております。

2 ページの計をご覧くださいますと、延べ 215 名の土地の所有者による、合計 602 筆、512, 205. 20 m²の面積が利用権設定されることとなります。

3 ページから、27 ページまでは、詳細となりますが、左から順に表の説明をさせていただきます。

農地中間管理権の設定等を受ける土地の欄には、中間管理権設定の対象となる土地の所在地及び面積が記載されております。

農地中間管理権等の内容の欄には、権利の種類、土地の利用目的、貸付の始期、終期等が記載されております。

農地中間管理権の設定等を行う者の欄につきましては、こちら、貸手の氏名、住所が記載されております。

農地中間管理機構による賃借権の設定等を受ける者の欄につきましては、こちら、借手（担い手）の氏名、住所が記載されております。

一番右側の確認事項欄には、現在における契約状況等が記載されております。

27 ページをご覧ください。

下の欄でございますが、

利用権を設定する者 199 人、設定する土地 602 筆、面積 512, 205. 20 m²となっております。

次に、こちらにも別に配布しております、「令和 8 年度 2 号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

先程の 1 号の促進計画案との違いは、こちらは担い手のみの変更でございます。

表の説明をさせていただきます。

左側に記載の、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者から、互いの合意により、右側の新たな利用集積等促進計画案に記載されている者に担い手を変更するものでございます。

計の欄をご覧ください。

変更する担い手 4名、変更する土地 45筆、
面積51,317㎡となっております。

次に2ページから4ページまでが各筆明細となります。

左から順に、農地中間管理機構による賃借権の移転等を受ける土地の欄は、今回担い手に変更される対象農地を記載しております。

農地中間管理機構による賃借権等の内容の欄につきましては、機構から担い手に設定をしている権利の内容が記載されております。

こちらでは、担い手変更による、権利移転の時期及び賃料を載せてございます。

農地中間管理権の設定等を行った者とは、農地の出し手のことでございます。

現に、農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者の欄には、現在の担い手が載せてあります。

農地中間管理機構による賃借権の移転等を受ける者の欄は、先程説明申し上げました現在の担い手に代わる、新たな担い手が載せてあります。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用集積等促進計画案に対する当委員会の意見につきましては、市農林課を通じて農地中間管理機構に提出し、当該計画は、県に於いて6月29日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、こちらの事案につきましては、6番 吉田委員、7番 柳瀬委員、8番 清水委員、12番 下野委員、14番 吉田委員、17番 辻元委員に関する事案がありますので、当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されておりますので、着席のままで結構ですが、審議には加わらないようお願いいたします。
ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第704号、最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第704号、最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、説明させていただきます。

お手元の資料、右上に、別紙様式1と記載のある、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

こちらにつきましては、昨年4月、議案第651号にて承認頂いたものでございます。

結果について説明させていただきます。別に配布しております、「令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」をご覧ください。右上に別紙様式4と記載のあるものでございます。

最適化活動の目標設定等につきましては、農業委員会に関する法律第6条第2項の規定による最適化活動の透明性を確保するため、取り組むこととされ、令和4年2月2日付け 3経営第2584号の農林水産省経営局長通知により、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとされたものでございます。

令和7年度の実績報告となります。

左上 1 最適化活動の成果目標ですが、(1)農地の集積をご覧ください。集積率の目標52.0%に対し、実績は53.5%でございました。

(2)遊休農地の解消等につきましては、緑区分の解消面積が目標2.4haに対して実績が1.6ha、令和6年度に発生した遊休農地の解消面積の目標が3.7haに対して、実績が0.6haでございました。

なお、緑区分とは、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地で、黄色区分とは、基盤整備事業等の条件整備が必要となる農地でございます。

(3)新規参入の促進につきましては、目標値0.7haに対して、実績が9.9haでございました。

真ん中の欄になりますが、2 最適化活動の活動目標についてですが、月当たり 10 日の目標活動日数に対して、実績が 12 日でした。活動強化月間、新規参入相談会への参加につきましては、目標通りの実績でした。

最後に一番下の欄をご覧ください。3 点検・評価結果ですが、目標に対して上回る結果又は期待どおりの結果が得られたものが大半を占めております。

本日、ご承認いただけたら、当結果を岐阜県知事及び岐阜県農業会議に報告します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第 705 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第 705 号 農地法第 3 条関係申請明細について、説明させていただきます。

4 件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

こちらの事案のうち1番につきましては、出席の委員のうち、12番、に関する事案があり、当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、着席のままで結構ですが、審議には、加わらないよう、よろしくお願いします。

- 1番、所有権移転によります、田、10筆合わせて、6,381㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、宅地（現況：畑）、3筆合わせて、1,796.13㎡で、ございます。取得後は水稻、果樹、そばの栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、畑、2筆合わせて、104㎡で、ございます。譲受人は、申請地に隣接する宅地を取得し、転居予定です。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、254㎡で、ございます。譲受人は、申請地に隣接する宅地を取得し、転居予定です。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、1番の事案につきましては、12番 下野委員に関する事案がありますので、当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第706号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第706号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

2件提案されております。

1番、田、47㎡で、農家住宅（居宅・庭）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、畑、496㎡で、農機具置場・農機具小屋・農機具置場への進入路でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。

許可区分は、「申請に係る農地に代えて、他の土地を供することによっても目的を達成できない場合。」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第707号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第707号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。

1番、使用貸借権によります、田、339㎡で分家住宅でございます。農地の区分は、申請に係る農地の概ね300m以内に地域事務所が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、使用貸借権によります、田、畑、2筆合わせて、318㎡で分家住宅でございます。農地の区分は、宅地化の区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満の区域内に存する農地であり、第2種農地と判断します。
許可区分は、「農業の振興に資する施設の用に供する為に行われる転用」に該当します。

3番、所有権移転によります、畑、954㎡で農業用倉庫、農機具置場、植林でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。
許可区分は、「農業の振興に資する施設の用に供する為に行われる転用。」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第34号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第34号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

3ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、1件申請されています。

1番、田、1, 552㎡で、集合住宅及び駐車場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、10件申請されています。

2番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、892㎡で、宅地分譲でございます。

3番、所有権移転によります、畑、361㎡で、建築工事業資材置場及び倉庫でございます。

4番、所有権移転によります、田、1, 157㎡で、宅地分譲でございます。

5番、所有権移転によります、田、531㎡で、分譲住宅でございます。

4ページをお願いします。

6番、使用貸借権によります、田、247㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、所有権移転によります、田、30㎡で、宅地分譲でございます。

8番、所有権移転によります、田、431㎡で、宅地分譲でございます。

ます。

9番、所有権移転によります、田、19㎡で、参拝者用駐車場でございます。

10番、所有権移転によります、田、311㎡で、一般個人住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、296㎡で、一般個人住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

5ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

12番、田、12筆合わせて、9,524㎡でございます。

13番、田、畑、10筆合わせて、6,914㎡でございます。

14番、田、1,243㎡でございます。

15番、田、5筆合わせて、4,199㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時26分閉会